

有害図書は実質2人の担当職員が決めていた!?

鳥取県から届いた 有害図書指定の 理由がヤバ過ぎた

ラジオライフ編集部が担当した『裏グッスカタログ2022』『アリエイ工作事典』『アリエイ医学事典』の3冊が、2022年2月にAmazonで販売停止になった。鳥取県の青少年健全育成条例の改正がその理由だった(県外事業者のインターネット販売に対しても罰則適用を明文化)。そこで、鳥取県に対し有害図書指定に関する審議の議事録などを求めたところ、会議概要を議事録だと主張され、具体的な指定理由を示さないなどプロセスがあまりにも杜撰であることが明らかに…。そこでこれらのやり取りを含め、疑問や問題点を2022年10月号で記事化し公開した。多くの方に関心を寄せていただいた結果、新たな動きがあったので、続編としてまた記事にまとめて記録しておくことにする。

文/ラジオライフ編集長 小野浩章



今回のテーマは大きく2つ

- ① 審査用の書籍の購入記録について P116
- ② 個別の指定理由について P118

鳥取県の有害図書指定問題に関する主な流れ(2022年)

1月7日 鳥取県の担当職員2人が審査用の書籍を10冊購入

1月17日 鳥取県青少年問題協議会

有害図書類指定審査部会が開催

2月4日 当該3冊を含む計9冊が有害図書に指定される(鳥取県発報で告知)

2月20日 著者の中留間次郎氏がAmazonで

自著が消えていることに気づく

2月21日 当該3冊についてAmazonの営業窓口にお問い合わせ

2月24日 Amazonの営業担当者からは、

鳥取県に有害図書に指定されたからだとの回答

3月3日 Amazon・ジャパンより、

鳥取県の条例が理由だとの回答が届く

4月1日 鳥取県子育て王国課宛にメールで

議事録の所在について質問

4月11日 担当者より会議概要として公開されている

資料のURLが届く

4月12日 担当者に電話で問い合わせたところ、

「あれが議事録です」「無作為に選んだ」との回答

5月18日 鳥取県公式サイトにて審査部会の議事録を閲覧請求

5月31日 会議概要と「公文書開示決定通知書」が開示

6月27日 書籍の選定経緯や具体的な指定理由について、

鳥取県に質問状を送付

7月11日 子育て・人材局長より回答書が届くが、

具体的な指定理由などは記載されていない

これらの経緯についてラジオライフ10月号に掲載

(発行公式サイトなどで全文公開)

8月25日 平井知事が定例会見で指定の理由を示すなど発言

9月1日 鳥取県子育て王国課から、具体的な指定理由が届く

9月8日 「有害図書指定理由」に関しての意見書」を

弊社公式サイトにて公開

9月17日 鳥取県公式サイトにて、

審査用の書籍の購入記録について閲覧請求

10月17日 購入記録と購入手続きに関する資料が開示

ラジオライフ2023年1月号にて

11月25日 9月以降の流れの記事化

① 審査のために購入したのはわずか10冊(うち9冊指定)

指定理由の曖昧さや指定プロセスの杜撰さについてまとめた記事を2022年10月号に掲載し、三オックス公式サイトやTwitterで公開したところ、想定以上に広く拡散されました。「ラジオライフが作った本なんだからどうせ悪い内容に決まっている」…という厳しいご意見も多いだろうと覚悟していましたが、実際のところは多数の方に賛同していただくことになり感謝申し上げます。そしてその声は鳥取県にも届き、「成果」となりました。

9月8日、担当課の職員から「有害図書類指定理由について(子育て・人財局子育て王国課)」という件名で、具体的な指定理由が記された資料(PDF)が、私のメールアドレス宛に届いたのです。

これは、平井知事が9月1日の定例会見で地元記者の質問に対し、「クラブの皆さんにもこういう理由だということをお示しをしたいと思いますし、先方がそれを望んでおられるわけですから、先方にもお示しをさせていただきます」との発言があったことを受けて作成されたものだと言われます。弊社から指定理由の詳細について教えてほしいと質問状を送っても、具体的な回答はしていただかなかったのですが、鳥取県庁に問い合わせが相次いだり、ニュースになり話題になったから対応することにしたというわけですね。

この9月8日、鳥取県では県庁に地元記者を集めて指定理由を配布し、レクチャーを行っています。具体的な指定理由を作成

The collage shows three documents related to the book purchase: a Lawson receipt for 19,572 yen, a Book Yard receipt for 900 yen, and a tax receipt for the purchase of books for 19,572 yen.

するという、そしてそれを地元記者クラブに配布するということについて、担当職員からは我々に事前の説明や、事後の報告は一切ありませんでした。一般市民や他県の記者などには公開していないようなので、そういった認識の資料であれば、当事者である我々に断りなく地元記者に配布する対応は、適切だったのでしょうか？ 地元の記者さえ納得させればいいのかという考えが透けて見えます。

● 購入記録の開示資料

その指定理由の具体的な内容

を見ていく前に、別途、開示請求した資料について触れておきましょう。9月30日、鳥取県公式サイトより「令和3年度第1回鳥取県青少年問題協議会有害図書類指定審査部会における審査対象となった書籍の購入記録」として、公文書開示請求の手続きを行いました。1月に実施された3冊を含めて計9冊が指定されたのですが、実際に何冊が審査の俎上に載せられたのかを明らかにしておきたかったです。実際に指定されなかった書籍については、マイナスのイメ

書籍の名称は伏せた状態でも構わないのだが、Book Yardのレシートには物品の価格しか記載されていないので、実際に書籍を買ったのかは判断できない。文房具かもしれない。この件については、改めて問い合わせる必要があるかもしれない。

今回、開示請求したのは審査対象となった書籍の購入記録のみである。にもかかわらず、公文書開示決定通知書とは別に、別紙にて図書購入手続きに関する補足資料も用意されていた。これによると、書籍の購入前に県内に49名いる青少年健全育成協力員の報告を確認し、それを参考にしているとのこと。毎年1回の活動報告と随時の報告があるらしいので、どういった形での報告だったのか、この点も問い合わせる必要があるだろう。

ージが付いてしまう恐れがあるため、書籍のタイトルは伏せた状態で構わないと付記しました。総務省の統計によると、書籍は1年間で約7万点刊行されているそうなので、その10%である7,000冊ぐらいいはチェックしてはほしいものですが…。

10月17日、開示された購入記録を見ると、購入したのはなんと合計10冊(領収証書では19,572円を戻しているの、予算は3万円だった模様)。審査の候補がたった10冊であることも驚きですが、そのうち9冊が有害図書に指定されているという事実も看過できません。

そしてこの購入手順において、以前より鳥取県が主張していた内容と食い違いが生じています。4月に担当課の職員と電話で話した時には「無作為に選んだ」と発言していましたが、この10冊の選別に正当性を持たせるため、わざわざ別紙を用意してこう説明しています。

「書籍等購入前に、他県の有害図書の指定状況及び県内に49名配置する青少年健全育成協力員(※)からの報告を確認し、これらを参考に子育て王国課職員が、県内の店舗を巡回し、有害図書類の指定基準である鳥取県青少年健全育成条例第13条第1項の各号に該当すると思われる

別紙の補足資料

令和4年10月17日

株式会社三オックス
代表取締役 塩見 正孝 様

鳥取県子育て・人財局子育て王国課

令和4年10月3日に提出された公文書開示請求書に対しては、別添公文書開示決定通知書とおり図書購入時の領収書の写しを開示します。
なお、本県の図書購入手続き等について、以下のとおりお知らせします。

記

- 1 本県の図書購入手続き
 - ・ 書籍等購入前に、他県の有害図書の指定状況及び県内に49名配置する青少年健全育成協力員(※)からの報告を確認し、これらを参考に子育て王国課職員が、県内の店舗を巡回し、有害図書類の指定基準である鳥取県青少年健全育成条例第13条第1項の各号に該当すると思われる図書類を購入しています。
 - ・ 今回巡回した書店は大型書店・コンビニエンスストアの計7店舗を対象とし、県の東部・中部・西部各圏域の書店等を選定しています。また、巡回する書店等は、これまでの図書購入先も考慮し、適宜、店舗の入替えを行っています。
 - ・ 書店等での図書類の購入は職員2名が行い、店舗が自主規制により区分して販売している成人向けコーナー以外の場所の図書類を試読(ビニールで封印されているものは表紙の内容を確認)し、指定基準に照らし、性的に露骨な表現や暴力的な内容の文章、写真が掲載され、青少年が手にするのに相応しくないと考えられる図書類を購入しています。
 - ・ 今回は、7店舗のうち4店舗から計10冊購入しています。(7店舗のうち3店舗は、巡回時に該当図書がなかったため巡回確認のみ)

(※) 青少年健全育成協力員
鳥取県青少年健全育成条例第9条の2により県内全市町村に配置する協力員が、有害図書類・玩具刃物類の販売、カフェボックスなど深夜入場禁止施設の様態を把握し、県にその状況を報告する。(毎年度1回の活動報告及び随時報告)

- 2 参考(図書類の購入日、購入冊数)
令和4年1月7日 東部書店2冊、中部書店7冊、西部書店1冊(合計10冊購入)

図書類を購入しています。」

言わざるを得ません。

つまり10冊を選ぶに当たり、事前に報告を受けて下調べをしていたというわけです。協力員から報告を受けていたのなら、それがどのような形だったのかという疑問が出てきます(この時点で、当該3冊は他県から有害図書に指定されていた)。

さらに、その報告を受けた書籍をすべて購入したのではなく、その報告を参考に担当職員2人が店頭で試読し指定基準に照らして検討した上で購入しているのであれば、10冊のうち9冊が指定されていることを踏まえると、購入時点で既に当該職員2人による恣意的かつ独善的な審査がされていたことになり、より条例の取り扱い(審査)が正当であるという主張は厳しいと

補足すると、有害図書類指定審査部会運営要綱には、「指定すべきか否かを記名により投票する」と規定されており、その規定通りに議論をせずに投票だけだったことから、担当職員が選んだ書籍を追認するだけの形骸化した審査といえるのではないのでしょうか？

10冊しか買っていないという都合の悪い事実を正当化するための渾身の言い訳を用意したことで、墓穴を掘っているような気がします。まだ「無作為に選んだ」で通した方がベターだったのでは？ そうであれば、こんな矛盾を突けなかったわけですからね…。

ということで、118ページからは具体的に示された指定理由について見ていきましょう。

有害図書類指定理由

令和4年9月8日
子育て・人材局

【鳥取県青少年健全育成条例】 (有害図書類の指定等)

- 第13条 知事は、図書類の内容の全部又は一部が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該図書類を青少年に有害な図書類として指定することができる。
- (1) 著しく青少年の性的感情を刺激し、その健全な成長を阻害するおそれのあるもので、規則で定める基準に該当するもの
 - (2) 著しく青少年の粗暴性又は残虐性を誘発し、又は助長し、その健全な成長を阻害するおそれのあるもので、規則で定める基準に該当するもの
 - (3) 青少年による薬物の使用を著しく誘発し、又は助長し、その健全な成長を阻害するおそれのあるもので、規則で定める基準に該当するもの

名称	指定基準	主な記載概要等
裏グッズカタログ2022	<p>条例第13条第1項第2号 「著しく青少年の粗暴性又は残虐性を誘発、助長し、その健全な成長を阻害するおそれのあるもの」</p> <p>規則第8条第2項第2号 「全体的な内容が生命の尊厳を損なうような表現により殺人、暴力等を興味本位に取り扱うことを主眼としていると認められるもので、殺人、強盗、傷害、暴行その他の反社会的行為の準備又は実行行為の手段又は経過を詳細かつ著しく刺激的に表現しているもの」</p>	<p>○14 ページの「ピックガン」は、「特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律」(2003年、通称『ピックギング法』)により、鍵を開ける道具について、所持制限が明確に定められているが、そのピックギングツールの基本セットが大手通販サイトで安価に購入できると明示している。また、鍵穴のどこに引っかけて、どのようにレバーを引くか、どういった錠が開錠し易いかなど具体的な開錠方法を記載し、写真で示しており、殺人、強盗、傷害、暴行その他の反社会的行為の準備又は実行行為の手段又は経過を詳細かつ著しく刺激的に表現している。</p> <p>○17 ページの「つまようじクロスボウ」は、2017年に飲食店経営者による従業員への暴行事件に用いられた玩具であるが、最近、販売する業者が再び現れているということ、しかも、安価(送料込1,000円程度)でキット状態で購入できて自作できること、その組立手順や試射の状況を記載し、その威力なども写真で明示している。殺人、強盗、傷害、暴行その他の反社会的行為の準備又は実行行為の手段又は経過を詳細かつ著しく刺激的に表現している。</p> <p>○29 ページの「2020高品質レーザーパチンコ」は、名前がパチンコの玉のような鉄球を飛ばすものであるが、刺さると簡単に抜けない鉄の矢を使用するとその威力が格段に高くなること、また、この道具を釣り具と表現して、命中させるには何度も練習や慣れが必要と記載している。併せて、道路上でペットボトルを的とした試射状況を写真で掲載してその威力が示されている。殺人、強盗、傷害、暴行その他の反社会的行為の準備又は実行行為の手段又は経過を詳細かつ著しく刺激的に表現している。</p> <p>○125 ページの「ピストル型催涙スプレーKEEPER」は、催涙ガスをピストル型にすることで、軽量で扱いやすいものと紹介されている。護身グッズとして使用するにしても、いきなりピストルをつきつけられる恐怖が大きく、本物のピストルと誤解を受けてしまうおそれがある。青少年の粗暴性又は残虐性を誘発し、又は助長するおそれのあるものである。</p>
		(付録「スパイグッズカタログ2011~2021 保存版」)
		○94 ページの「お手軽カギ開けマニュアル」は、身の回りの鍵を手軽に開けることができると、ピックギングの方法を解説図、写

1

2

3

4

5

1

実験場所



記事



試射は、私有地である半地下の駐車場で行った。安全に配慮し閉鎖環境でテストしたのだが…

ペットボトルを簡単に貫通するほどの威力。これなら大物も通さない…

2 個別の有害図書指定に対する見解

これら書籍全体にイえることは、素人が簡単にマネをして大きな社会的被害や損害が出るような「明白かつ現在の危険」には該当しないよう、細心の注意を払って誌面作りをしているということです。その上で読者の興味や面白さを損なわないよう、目を引くワードやキャッチなどを工夫しています。しかしながら、鳥取県の指定理由はそうした部分をまるで無視し、地元の記者にとりあえず説明できればいい程度の非常に浅い主張になっており、その問題点を個別に解説します。

裏グッズカタログ2022*

1 14ページ「ピックガン」

5 付録94ページ「お手軽カギ開けマニュアル」

カギを開ける手順を掲載しているとはいえ、基本原理を解説したに過ぎず、現在主流のカギには影響がありません。その上で、各種ピックギングツールが実際に流通しているという注意喚起が目的です。悪人はカギの弱点を突こうと常に研究しています。被害に遭わないためには、同じようにカギの仕組みについて知識を得る必要があるのです。ゆえに、カギのセキュリティについて解説することをタブー視すべきではないと考えています。

2 17ページ「つまようじクロスボウ」

記事では「2017年、飲食店で従業員への暴行に使われたとして問題になり」と、その背景も踏まえて、国内と中国での販売が禁止されていたことをまず解説しています。しかしながら、中国の通販サイトの一部で販売が再開されていたため、実際に海外からの入手が可能も含めて検証しました。届いたキットを組み立てて、試射することで実際の威力が把握できたため、その危険性について述べていますが、いくらなんでもつまようじで殺人や強盗は不可能でしょう。飛躍し過ぎです。

3 29ページ「2020高品質レーザーパチンコ」

「この道具を釣り具と表現して」とありますが、中国の販売サイトでそう説明してあるので、我々が何かをごまかすために記載したわけではありません。本記事では、危険性の高い道具が「釣り具」として販売されている現状を報道し、実際に使用してみると操作性に難があることをあえて記載することで、実用性は無いことを周知しています。記事に関心を集めるため「狙い通り命中させるには練習と慣れが必要」と表現したのですが、それを素直に受け取ったわけですね…。また、「道路上でペットボトルを的とした試射状況を写真で掲載」との指摘について。試射は、シャッターの閉まる半地下の駐車場で安全に考慮した上で行いました。「道路上で」と勝手に思い込みで我々が無法な行いをしているかのような表現をあえて記載し、それを地元記者クラブに配布していることに、非常に悪意を感じました。聴聞や弁明の機会が与えられなかったことによる、独善的な審査の弊害と言わざるを得ません。

4 125ページ「ピストル型催涙スプレーKEEPER」

本書で護身グッズは一貫して、強盗や不審者に襲われた時に、相手を怯ませてそのスキに助けを呼んだり逃げるために使うべきモノとして紹介しています。軽犯罪法の観点からも携帯することは一切推奨しておらず、あくまで自宅や会社内に備えておくという前提です。しかしながらこの指定理由からすると、自宅などに侵入された際も強盗や不審者という犯罪者側の気持ちになれという理屈になるわけで、非常に理解に苦しみます。客観的なデータに基づいた判断ではなく、まさしく「あなたの感想」であり、言いがかりです。

118 ※そもその前提として「ピックガン」「つまようじクロスボウ」「2020高品質レーザーパチンコ」は、中国の通販サイトで販売されている商品である。海外通販なので、国内の通販サイト以上に購入手順や支払い方法には、一定のハードルがある。国内の通販サイトのAmazonでさ

え、利用規約でアカウント作成には18歳以上と定められており、ネット通販で誰でも簡単に買えるというのは、実態を知らない思い込みだ。アクセスするだけですぐに動画が見られるYouTubeぐらいの感覚なのではないか？

		真入りで説明している。加えて、大手通販サイトで身元の確認無く販売されているピッキングツールのカスタマイズを写真で紹介している。正当な理由で使う想定と記載はあるものの、反社会的行為の準備や実行行為の手段となる。殺人、強盗、傷害、暴行その他の反社会的行為の準備又は実行行為の手段又は経過を詳細かつ著しく刺激的に表現している。
アリエナイ工作事典	<p>条例第13条第1項第2号 「著しく青少年の粗暴性又は残虐性を誘発し、その健全な成長を阻害するおそれのあるもの」</p> <p>規則第8条第2項第2号 「全体的な内容が生命の尊厳を損なうような表現により殺人、暴力等を興味本位に取り扱うことを主眼としていると認められるもの、殺人、強盗、傷害、暴行その他の反社会的行為の準備又は実行行為の手段又は経過を詳細かつ著しく刺激的に表現しているもの」</p>	<p>○42ページの「狂気の吹き矢製作」は、100円ショップ等で安価に購入できる身近な材料(突っ張り棒、クリアファイル、粘着テープなど)で、作成することができ、威力を増すために、3Dプリンターで高性能ハイパワーの吹き矢の作り方の手順が写真で示され、詳細に作り方が説明されている。これら吹き矢も人や動物に向かって発射・連射されると人等を傷つけてしまう道具となる。青少年の粗暴性又は残虐性を誘発し、又は助長するおそれのあるものである。</p> <p>○52ページの「DVDレーザー銃をDIY」は、レーザーポインターの出力規制を超えるレーザー銃の作り方が詳細に写真入りで説明されている。電流の流れによっては非常に危険なものであり、目の防護をしないと網膜が焼けるけがを負うもの。レーザー銃は護身用に持つものでもなく、危険な道具である。青少年の粗暴性又は残虐性を誘発し、又は助長するおそれのあるものである。</p>
アリエナイ医学事典	<p>条例第13条第1項第1号 「著しく青少年の性的感情を刺激し、その健全な成長を阻害するおそれのあるもの」</p> <p>規則第8条第1項 「全体的な内容が人の尊厳を損なうような表現により性を興味本位に取り扱うことを主眼としていると認められるもの」</p> <p>条例第13条第1項第2号 「著しく青少年の粗暴性又は残虐性を誘発し、又は助長し、その健全な成長を阻害するおそれのあるもの」</p> <p>規則第8条第2項 「全体的な内容が生命の尊厳を損なうような表現により殺人、暴力等を興味本位に取り扱うことを主眼としていると認められるもの」</p>	<p>○45ページの「強制射精の世界」は、人工授精などで用いられる人工射精は医療行為であると断りながら、電極をアナルに挿入する、注射器で直接精子を吸い出す方法など、刺激的な言葉で記載されている。青少年の性的感情を刺激するおそれのあるものである。</p> <p>○48ページの「子宮口の処女を奪うとは」は、産婦人科で行う子宮口を開く行為等についてその方法や医療器具、実際の子宮口の写真を掲載している。青少年の性的感情を刺激するおそれのあるものである。</p> <p>○52ページの「チェーンソーの殺傷力」は、チェーンソーでの殺傷力を検証し、無残な人を不快にさせる残虐な写真を大量に見ることができる検索先が記載されている。青少年の粗暴性又は残虐性を誘発し、又は助長するおそれのあるものである。</p> <p>○60ページの「東大入試のチ○コ検査」は、チ○コ、キンタマ、租チン検査の表現が使われ、検査の写真が掲載されている。説明に著しく卑わいな表現を用いている。青少年の健全な成長を阻害するおそれのあるものである。</p> <p>○176ページの「恋煩いの治療法」は、恋煩いという表現で青少年の興味を引き、薬物療法として、恋煩いに効く薬と治療法を写真入り・名前入りで紹介している。まず、保険適用で処方してもらえ、バキシル錠などと商品名を記載し、それが効かないならもっと強い薬である日本では未承認のプロザック、マジックマッシュルームの成分であるシロシピンなど。しかし、シロシピンは規制が厳</p>

アリエナイ工作事典

6 42ページ「狂気の吹き矢製作」

吹き矢の記事は、高校物理で習う「運動方程式」を直感的に理解し、そして身につけるための絶好の題材として執筆されたものです。弱い人間の力でも、物理学の知識と、工作の技能が合わされば、人間の能力を超える物理現象を生み出すことができます。それを身近な工作を通して体験し、科学・工学への興味を持つきっかけにしてほしいとの思いでこの記事は書かれました。鳥取県立図書館にも「吹き矢と科学」を題材とした書籍が数冊所蔵されています。鳥取県が本記事で吹き矢は「青少年の粗暴性または残虐性を誘発、助長するもの」と指摘したことは、筆者と同じく「実践に基づく青少年の科学教育」を良しとした鳥取県図書館の判断と対立するものです。アリエナイ理科シリーズだからと、結論ありきで本書籍を不当に貶めたい思惑が読み取れます。



「吹き矢」で蔵書を検索すると、「吹き矢で科学」「吹き矢の物理学」などがヒットする。ダブルスタンダードとはまさしくこのこと…

7 52ページ「DVDレーザー銃をDIY」

レーザーポインターの出力規制は、基本的に販売に関するものであり、まずその点に誤解がありません。また、部品を揃え、自作するためには一定の専門知識が必要です。本記事は電子工作への興味関心を高めるのが目的であり、他人を傷付ける凶器を作ることを目的に書かれたものではありません。ゆえに、実験の際の危険性も記してあり「サングラスなどで目の防護に十分気を付けましょう」と注意喚起しています。そもそも人を傷付けるのが目的なら、わざわざこんな工作をする必要はなく、100均でカッターを買った方が早いです。

アリエナイ医学事典

8 45ページ「強制射精の世界」

エロマンガなどフィクションで題材にされるが、医療行為として存在しているという医学知識の語を分かりやすく解説しているに過ぎません。性癖が歪むことを心配しているってことでしょうか…。

9 48ページ「子宮口の処女を奪うとは」

同じくフィクションの世界の話を医学的に解説しており、事故によって子宮口を傷付けてしまう危険性などについて説明しています。また、子宮口の写真を掲載しているのは、本書が「医学」の本だからです。目を引く表現や分かりやすい文章で医学の啓蒙のために書かれたものであり、「医学」の分類コード(47)で、書店では医学の棚にジャンル分けされています。周りにあったはずの、医学関連書籍の中身は確認しなかったのでしょうか？ 医学の書籍であれば、人体の構造や性に関する記述は、当然出てきます。

10 52ページ「チェーンソーの殺傷力」

今では電動工具として広く普及しているチェーンソーが、元々は医療機器として開発されたというのが出発点の記事であり、使用する場合は安全に配慮するようにと注意喚起で締めています。チェーンソーが人体に当たるとどうなるのかについては、自己責任で特定のワードを検索して下さいと記載したに過ぎず、具体的な画像は掲載していません。「検索先が記載されている」から有害というのは、あまりにも飛躍し過ぎた理由です。「表現規制」とはまさにこのことでしょう。

A. たまに指定されることがありますが、月刊誌なので指定された時には既に販売が終了しているため実害はありません。今回、問題視しているのはラジオライフ編集部が担当した書籍2冊とムック1冊です。

<p>条例第 13 条第1項第3号 「青少年による薬物の使用を著しく誘発し、又は助長し、その健全な成長を阻害するおそれのあるもの」</p>	<p>規則第8条第3項 全体的な内容が条例第 11 条第4号アに規定する薬物(以下この項において「薬物」という。)の使用を興味本位に取り扱うことを主眼としていると認められるもの」</p>	<p>しすぎるので、逮捕の危険を犯してでもマジックマッシュルームを買った方が安いなどの記載もある。恋煩いに効く薬、それが効かないならもっと強い薬をと誘導し、青少年の薬物の使用を誘発し、又は助長するおそれがある。</p>
---	---	---

裏グッズカタログ2022 (発行人：塩見正孝、発行所：株式会社三オブックス)
アリエナイ工作事典 (文、監修：薬理凶室、発行人：塩見正孝、発行所：株式会社三オブックス)
アリエナイ医学事典 (文：亜留間次郎、監修：薬理凶室、発行人：塩見正孝、発行所：株式会社三オブックス)

以上が鳥取県が慌てて出してきた各書籍に対する個別の指定理由なのですが、まさに「言いがかり」といえる内容で、なんとしても有害図書に指定したことに対する正当性をアピールしたいという強い意志を感じました。全体のテーマや文脈を無視し、「〇〇が載っているから危険」として有害と決めつけ、これほどまでに悪意のある言葉でディスられるとは…。

鳥取県の審査部会の要綱では「指定すべきか否かを記名により投票する」と規定されており、その規定通りの運用がされていると説明されていることから、この指定理由は後付の言いがかりであることは明白なのですが、仮にこれらの指定理由を一旦受け入れたとします。その場合、ここでも看過できない問題点が挙げられるのです。

鳥取県は、鳥取県青少年健全育成条例施行規則第8条の規定を根拠として、当該図書の表現

の“一部”を理由として、有害な図書類にあたるとしています。しかし、本書面でも鳥取県側が示しているのは、規則8条各号への該当理由に過ぎません。

例えば「殺人、強盗、傷害、暴行その他の反社会的行為の準備又は実行行為の手段又は実行行為の手段又は経過を詳細かつ著しく刺激的に表現している」という規定が多用されていますが、この規定には「全体的な内容が生命の尊厳を損なうような表現により殺人、暴力等を興味本位に取り扱うことを主眼としていると認められるもの」という前提があります。各号への該当性のみならず、この前提が認められなければ、指定基準には該当しません。これを満たしているといえるのでしょうか？

裏グッズカタログ2022

付録を合わせて約250ページあり、指定理由が4商品(4ページ)と1コーナー(2ページ)。

アリエナイ工作事典

約200ページのうち吹き矢の製作が4ページ、DVDレーザー銃が2ページ。

アリエナイ医学事典

約200ページに50本の記事を収録しており、そのうち5本の記事が指定対象。

指定理由に当たるとしている記事は、各書籍全体の10%以下であり、これをもって「全体的な内容」とするのは、あまりにも無理筋。自分たちの定めた要件を満たしていないことは、客観的に見ても明らかでしょう。にもかかわらず、審査員5人のうち4人は有害指定に賛成と投票しています。となると、審査員に対し条例や規定についてきちんと事前の説明があったのかという問題が浮上してくるのです。

有識者とされる今回の審査員5人の中に、法曹関係者や憲法

①60ページ「東大入試のチョコ検査」

明治時代から戦後にかけての入試や徴兵検査の裏側を解説した記事であり、エリートとされる若者の間で性病が蔓延していたという知られざる一面を明らかにしています。現在、梅毒の感染者数が過去最多を更新するなど、性病予防のため周知が求められており、そのきっかけの一つとなる意義のある記事です。なお、「M検」に関しては医療従事者向けの医療ポータルサイトでも記事になっており、また、当該の写真はパブリックドメインの日本の徴兵検査のもので、「著しく卑わいな表現を用いている」が指定の理由とのことですが、記事の本質を理解できていない典型的な言いがかりといえます。

②176ページ「恋煩いの治療法」

麻薬が使い次第で薬になることを示しています。日本でも医学研究目的であれば合法的に使う余地があることを提示した上で、日本の制度上の問題からコストが非現実的になっていることを問題にしているのです。精神疾患の治療にシロシピンが有効であることは1960年代初頭より研究対象となっていて、執筆時点では米国食品医薬品局(FDA)が効果を認めています。2019年5月にはコロラド州デンバーがサイロシピンを非犯罪化してから麻薬犯罪の対象から外される地域が増え、現在のアメリカでは麻薬ではなくなり始めています。麻薬の医学利用についての記事を、麻薬の乱用と同一視した的外れの指定理由です。

学者などは1人も入っていません。憲法で保証されている「表現の自由」「出版の自由」に係わる重大な判断であることをきちんと理解した上で、正しく判断できたのでしょうか？ 著作物を有害だと否定し、販売を規制するということがどれだけ重いことなのか、あまりにも無自覚過ぎると言わざるを得ません。担当職員及び管轄する人材局長らの責任は非常に重く考えられます。この件も含め、改めて鳥取県に見解を問い合わせたい所存です。

ちなみに、『裏グッズカタログ2022』は10月に2023年版が発売になったので、このへんにしておきますが、『アリエナイ工作事典』『アリエナイ医学事典』に関してはもう少し補足しておきます。

この2冊を含む「アリエナイ理科」シリーズは、受験勉強としての詰め込みではなく、科学の面白さを若者に伝えるために企画さ

れたものです。そのため、あえて過激な表現を用いたり、見目が派手な実験や工作を紹介していますが、表現規制に関するガイドラインとなる「明白かつ現在の危険」に関しては、極めて慎重に内容作りをしています。例えば、ドラッグストアで買える〇〇とホームセンターの×××を組み合わせた爆弾が作れるとか麻薬を合成できる…などという記事は当然ながら掲載しておりません。その上で、電動工具などを用いて工作をしたり、薬品類を使って実験する際にはその危険性についても触れ注意喚起を行っています。

それでも「子供がマネしたら危ない」という批判もあるでしょう。アリエナイ理科シリーズは自然科学・医学・工学といったジャンルの分類コードを取っており、理工書や医学という専門書の棚に並んでいる本です。価格も2,000円前後するため、知的好奇心が高く一定のリテラシー

を持っている若者を想定しています。少なくとも書店内で「無作為に」子供が手に取るような、児童書やコミックと同列に並ぶものではありません。ゆえに、低年齢の小学生在が興味を持った場合、購入するかどうかは親の判断になるということです。そしてカッターやハサミの扱いと同じように、どこまで読ませるか、親が判断すればいいのです。「子供を守りたい」として、一切の危険やグレーなものに触れさせず、クリーンな情報のみで大人になったらどうなるでしょうか？ 実社会では白か黒に割り切れなかったり、理不尽な仕打ちも多々あります(有害図書に指定されたり…)。海賊マンガを読んだら海賊を目指すわけではなく、ヤクザ映画を見たらヤクザになるわけではありませんよ。多様な情報に触れ、取捨選択しながら清濁併せ飲むことが、青少年の健全な成長には必要なのではないでしょうか。